

第 52 号議案

令和 3 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 6 号）

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,840,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和3年9月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		70,400	456	70,856
	1 地方特例交付金	36,200	456	36,656
10 地方交付税		511,000	109,032	620,032
	1 地方交付税	511,000	109,032	620,032
14 国庫支出金		1,214,941	11,392	1,226,333
	1 国庫負担金	879,214	362	879,576
	2 国庫補助金	328,766	11,030	339,796
15 県支出金		1,018,622	7,050	1,025,672
	1 県負担金	366,183	2	366,185
	2 県補助金	554,737	7,012	561,749
	3 県委託金	97,702	36	97,738
17 寄附金		722,000	1,000	723,000
	1 寄附金	722,000	1,000	723,000
18 繰入金		530,993	22,129	553,122
	1 特別会計繰入金	921	22,129	23,050
19 繰越金		200,000	242,107	442,107
	1 繰越金	200,000	242,107	442,107
20 諸収入		184,747	49	184,796
	5 雑入	172,155	49	172,204
21 町債		895,100	98,951	994,051
	1 町債	895,100	98,951	994,051
歳入	合計	11,348,362	492,166	11,840,528

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,781	196	97,977
	1 議会費	97,781	196	97,977
2 総務費		1,626,803	△20,407	1,606,396
	1 総務管理費	1,318,489	△17,035	1,301,454
	2 徴税費	188,720	△4,833	183,887
	3 戸籍住民基本台帳費	68,497	1,460	69,957
	4 選挙費	48,166	1	48,167
3 民生費		2,981,840	9,959	2,991,799
	1 社会福祉費	1,378,909	5,092	1,384,001
	2 児童福祉費	1,602,724	4,867	1,607,591
4 衛生費		1,930,913	27,498	1,958,411
	1 保健衛生費	1,930,913	27,498	1,958,411
6 農林水産業費		521,625	△11,896	509,729
	1 農業費	92,002	△1,258	90,744
	3 水産業費	421,354	△10,638	410,716
7 商工費		73,673	5,672	79,345
	1 商工費	73,673	5,672	79,345
8 土木費		1,354,947	3,045	1,357,992
	1 土木管理費	311,131	△1,683	309,448
	3 河川費	44,213	36	44,249
	4 都市計画費	776,489	4,692	781,181
9 消防費		495,239	15,745	510,984
	1 消防費	495,239	15,745	510,984
10 教育費		946,403	95,501	1,041,904
	1 教育総務費	347,718	△10,754	336,964
	2 小学校費	145,601	△7,131	138,470
	3 中学校費	70,541	1,842	72,383

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 社会教育費	178,454	111,458	289,912
	5 保健体育費	204,089	86	204,175
12 公債費		1,079,759	△3,940	1,075,819
	1 公債費	1,079,759	△3,940	1,075,819
13 諸支出金		216,414	370,793	587,207
	2 基金費	216,412	370,793	587,205
歳出	合計	11,348,362	492,166	11,840,528

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
定年延長制度整備支援業務委託	令和4年度	2,030千円
個人情報保護制度改正支援業務委託	令和4年度	2,530千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
川尻会館空調設備改修事業	千円 7,000	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。</p> <p>ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。</p>

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大幡川改修事業	千円 24,500	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。	千円 18,000	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。
臨時財政対策債	582,000	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	681,751	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。

3 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
大幡川尻 2 号線整備事業	千円 1,300	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて 30 年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	% —	—	